漁業者による海底ゴミの回収の状況と課題
―瀬戸内海を中心として―

磯部　作（日本福祉大学）

１．海底ゴミ問題と海底ゴミ回収の意義

漁村社会が条件不利化する原因の一つに、沿岸域の埋立てなどの「開発」と公害、環境問題がある。特に藻場や干潟などのある浅海の埋立ては、漁場の絶対的な損失をもたらし、水質汚濁などの海洋汚染は、漁場価値を低下させた。高度経済成長期以後、自然分解が困難な石油化学製品などが増加する中で、瀬戸内海などでは、海底に沈積した海底ゴミが、海域環境を破壊し、漁場価値を低下させるとともに、漁網の破損や、魚体の損傷、混獲した海底ゴミと漁獲物とを分別するための漁労時間の増加などが重大な問題になっている。瀬戸内海では、小型底曳網によって回収可能な海底数十㎝までに存在する海底ゴミが約13,000 トン以上ある。その他に、建設廃材や錨などの巨大なゴミも海底に沈んでいる。

海底ゴミ問題に対して、瀬戸内海などでは、小型底曳網漁業などの漁業者が操業時に混獲した海底ゴミを回収している。海底ゴミの回収は、海域環境を熟知している漁業者が、水産業の多面的機能の「自然環境を保全する役割」を発揮して行っている。海底ゴミは、陸上からの流入したポリ袋などの石油化学製品や空き缶などが多く、漁具などの漁業系のゴミは非常に少ないため、海底ゴミの回収は、漁業者の重要な社会的貢献となっている。また、海底ゴミの回収することは、漁場環境の保全と再生に繋がり、漁業生産を向上させ、漁村の活性化にも寄与していく。

２．漁業者による海底ゴミ回収の状況

瀬戸内海では、小型底曳網漁業を営む漁業者などによる海底ゴミの回収を、1970 年代から取り組んでいる漁協もあるが、1990 年代以降に取り組んだ漁協が多く、国の漁場保全事業なども活用して、「海の日」やその前後の期間に、漁協の海底清掃として行っている。まだ少ないものの、岡山県備前市の日生町漁業や浅口市の寄島町漁協、広島県尾道市の吉和漁協、大分県漁協日出支店などのように、小型底曳網漁業の操業時に、海底ゴミの回収を日常的に行っている漁協もある。

日生町漁協では、直売所で魚介類を販売する小型底曳網漁業の漁業者が、1980 年代から通常の操業時に海底ゴミ回収を行っており、小型底曳網漁船が回収した海底ゴミを漁協が費用を負担して自治体が処理するもので、海底ゴミの回収を行うことで海底ゴミの量を大幅に減少させている。寄島町漁協では、2002 年度から小型底曳網漁船で日常的な海底ゴミの回収を始め、2003 年度からは、岡山県の「瀬戸内海環境美化推進事業」などにより、回収した海底ゴミを保管するゴミステーションが設置され、海底ゴミの回収が行われている。

岡山県では「瀬戸内海環境美化推進事業」で、2007 年度までに、まだモデル地区ではあるものの、瀬戸内海沿岸の全 7 市に海底ゴミのゴミステーションを設置している。広島県尾道市では、市が市内 3 漁協にゴミステーションを設置し、回収した海底ゴミを市のゴミ処理施設へ搬入する運搬費などの委託料を漁協に支払い、小型底曳網漁業の漁業者が中心となって 2008 年 7 月より海底ゴミの回収を開始している。

３．海底ゴミ回収の課題

海底ゴミは日常的に回収すれば、洪水時などをのぞいて大幅に減少していき、回収処理体制ができれば、船上に揚げた海底ゴミを再投棄せずに回収すると漁業者は希望しているため、海底ゴミの回収処理体制を確立していくことが重要である。

漁業者が回収した海底ゴミは、沿岸市町村が一般廃棄物として処理している場合が多いが、漁業の産業廃棄物として扱われている場合もある。漁業関係の海底ゴミは非常に少ないだけに、漁業者が回収した海底ゴミを漁業の産業廃棄物としてではなく一般廃棄物として無償化することや、行政による処理施設への搬入や費用負担などが求められる。海底ゴミの多くは陸上から流入し、潮流などにより移動し、小型底曳網漁業の操業海域も県境を超えて入り会っている海域も多いだけに、沿岸の市町村だけでなく、府県や国の責任を含めた体制作りが必要である。瀬戸内海では、2006 年から環境省の「瀬戸内海海ゴミ対策検討会」が、中四国の各県漁連や、県、政令・中核市など 32 団体が参加して開催されており、海底ゴミを含めた海ゴミの実態把握、回収処理、発生抑制についての対策を検討している。

また、海底ゴミの回収に際しては、小型底曳網の漁網など損傷補償、海底ゴミ回収時間への費用負担なども必要である。さらに、最近の燃料の高騰が出漁回数を減少させ、海底ゴミ回収を鈍化させているため、これに対する対策も重要な課題となっている。